



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

上場会社名 T O W A 株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡田 博和
(コード番号 6315 東証第 1 部)
問合せ先責任者 執行役員経営企画本部長
蒲生 喜代重
TEL (075) 692 - 0251

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 38 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1、変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監督機能強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るとともに、迅速な意思決定と業務執行により経営の効率性を高める目的から監査等委員会設置会社へと移行したく、当該移行のために監査等委員および監査等委員会に関する規定を新設し、監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

その他、上記の変更にともなう条数等の変更その他所要の変更を行うものであります。

2、変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3、日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

以上

定款変更の内容

(下線部は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 (条文省略) (新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略) (新設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3 名以上で、その過半数は社外取締役でなければならない。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第21条 (条文省略)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3. 前2項の定めにかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第24条～第25条 (条文省略)</p>	<p>第24条～第25条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</u></p>
<p>第26条</p>	<p><u>第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第 27 条 (条文省略)</p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第 29 条～第 31 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 32 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p>	<p>第 30 条～第 32 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 33 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>当会社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任 期)</u></p>	(削除)
<p><u>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削除)
<p><u>第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	(削除)
<p><u>第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会規程)</u> 第 39 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> 第 40 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 41 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
(新設)	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
(新設)	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第 33 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 34 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
(新設)	<p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第 37 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 6 章 計算	第 6 章 計算
第 42 条～第 45 条 (条文省略)	第 38 条～第 41 条 (現行どおり)
(新設)	附則
(新設)	<u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役であった者の責任を法令の限度において、免除することができる。</u>
(新設)	<u>第 2 条 前条および本条は、2026 年 6 月 29 日をもって削除する。</u>